

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下郷町長

市町村名 (市町村コード)	下郷町 (07362)
地域名 (地域内農業集落名)	大松川 (大松川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢72歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者及び地区外からの担い手の確保を進め、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化し、経営コストの削減に向けた取組を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:88人(うち50歳代以下8人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)3経営体

主な作物:水稲、ブロッコリー、ねぎ、アスパラガス

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備事業により農地の大区画化・汎用化等を進め、効率的かつ安定的な営農環境の整備を図る。また、整備後は担い手となる3法人を中心的な担い手として位置づけ、農地中間管理機構を活用しながら農地の集積・集約化をすすめるとともに、水稲を基幹作物としつつ、ねぎ、ブロッコリー及び、アスパラガスの高収益作物の導入・拡大を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	124.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を基本に、現に耕作が行われている農地及び、基盤整備後にも継続的な営農が見込まれる農地を、農業上の利用を図る区域とする。また、宅地や山林等に隣接し、担い手への集積・集約が困難である農地については、草刈り等による保全管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、地域の中心的な担い手となる3法人を中心とし、認定農業者を含め、団地面積の拡大と農地の集積・集約化を推進する。また、分散している農地は、担い手の意向を踏まえながら、効率的な作業形態が構築できるよう段階的に集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画内の農地については、農地中間管理機構を通じた賃貸借を基本とし、担い手への集積を進めていく。また、基盤整備実施区域については、整備後の営農体制を見据え、担い手となる3法人を中心とした集約化に向けて農地利用の調整を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化、汎用化及び、排水性の向上等の基盤整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づき、認定農業者、新規就農者、法人経営体等の多様な経営体の確保・育成を図っていく。また、基盤整備後の担い手となる「農事組合法人大松川ファーム」については、関係機関と連携し、経営安定、作業効率化及び、高収益作物等の栽培技術向上に向けた支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため水稲ドローン防除作業を委託するとともに、担い手が引き受けるまでの保全管理等の作業は、多面的機能直接支払の活動組織が主となり遊休農地の発生防止及び、農地の適正な保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵等を設置・管理するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。 ⑦農地の保全・管理等は多面的機能直接支払交付金の制度を活用することで、遊休農地の発生防止に努める。				